



新たに逐次刊行物扱いとする資料の判定基準および図書の整理区分の改正について

当「印刷カード通信」第65号でお知らせしたとおり、当館では昭和61年1月から雑誌、新聞の類以外に、年鑑、年報等を逐次刊行物として扱うこととなり、逐次刊行物の範囲を拡大いたしました。その後、新たに逐次刊行物扱いとする資料について、その判定基準の執務要領を作成してきましたが、一応整備されましたので、執務上の参考資料として提示いたします。

また、当館は本年9月の新館開館を迎えて、去る6月1日から新組織・機構の下に発足することとなり、これに伴って業務の全面的な見直しを行ってきました。その一環として、従来の図書の整理区分を以下のように改正し、9月1日から適用しますので、お知らせいたします。

1. 新たに逐次刊行物扱いとする資料の判定基準

逐次刊行物は「一つの標題のもとに、巻次、年月次を追って継続刊行する意図があり、かつ完結を予測できないあらゆる形態の刊行物及びこれに準ずるもの」(「当館における逐次刊行物の定義並びにその収蔵及び書誌情報について」 国図総第17号 昭和59年1月27日)である。

従来、逐次刊行物は雑誌(紀要類を含む)・新聞の類、その他の発行回数が日刊から季刊までのもの、及びこれに準ずるものであったが、上記の定義により、新たに年鑑、年報、その他刊行頻度が年刊またはそれ以上に少ないものも逐次刊行物の範囲に加えることとなった。この中には、シリーズとして取扱えば逐次刊行物となり、個々のモノグラフ(分冊)ごとに取扱えば図書となるモノグラフ・シリーズや、改訂版の形で逐次的に刊行される人名録、ハンドブックなどの疑似逐次刊行物が含まれており、どのように判定すれば、効果的な整理・利用の実が挙げられるか、単純には決め難いものがある。

そこで、以下、実際に当たって判定した例解形式をとり、執務参考資料を作成した。

まだ、この範囲拡大に伴う作業を開始してから期間が短かく、適例に遭わないため、事例の整わない面もあるが、それらは増補する機会を待つこととし、ひとまず提示して実務者の理解を得たい。

凡 例

1. 資料の類型ごとに図書として取扱うか、逐次刊行物として取扱うか、説明し、必要に応じて、その類型の範囲を注記した。
2. 類型ごとに必ず“例”を掲げた。
3. 類型の見出し語の五十音順に排列した。

① 案内書（機関・施設）

特定の機関（官公庁、会社等）、施設（学校、研究所、病院等）の案内書のうち、定期的に改訂されるものは、逐次刊行物として扱う。

例

青森県の姿－県勢要覧－ 青森県企画部

区勢概要 東京都荒川区企画部

学校要覧 埼玉県立浦和高等学校

東京大学生産技術研究所案内

注）案内書は名称によらず、外部の人にその機関等を紹介し、内容を説明するものをいう。

一枚ものの県勢要覧で、一面が県勢概要、裏面が県内地図の形式のものは、地図として扱う。

② 観測・検査報告

恒常的観測・検査報告は逐次刊行物として扱う。

例

大気汚染常時測定局測定結果報告 東京都環境保全局

茨城県豚産肉能力検定成績報告書 茨城県養豚試験場

流量年表 建設省河川局

ただし、特定の目的のために一時的な（一定期間に限定したものを含む）観測・検査報告は図書扱いとする。

例

大阪国際空港及び福岡空港周辺における航空機騒音による家屋建造物の振動調査報告書

航空公害防止協会 1975

1969年の門司港における韓国コレラの検疫 門司検疫所 1970

③ 講演要旨集、予稿集

研究大会、討論会等のうち、定期的会議の講演要旨集、予稿集は逐次刊行物扱いとする。

例

日本地球化学会年会講演要旨集 日本地球化学会

無機リン化学討論会講演予稿集 日本化学会

港湾技術研究所講演会講演集 運輸省港湾技術研究所

ただし、1回限り、もしくは終期の予定される会議・講習会・講座等の講演集・予稿集は図書扱いとする。

例

環境の質を採点する 環境情報科学センター (昭和50年10月東京で開催されたシンポジウムの記録)

④ 曆

曆は年鑑と同様に逐次刊行物として取扱う。

例

天測略曆 海上保安庁水路部

神宮曆 神宮司庁

ただし、毎年もしくは定期的に刊行されないものは図書扱いとする。

例

万年曆 日本宗教時報社

⑤ 作品集・論文集

個人の作品集(歌集, 句集, 詩集, 小説集等)・論文集(エッセー集・文集等を含む)は、たとえ1年単位の年刊形式で刊行されていても図書扱いとする。

例

年刊・服部一民集 服部文庫

団体の作品集・論文集は定期的に継続刊行が明らかで、かつ各分冊ごとに内容注記等を必要としないものは、逐次刊行物扱いとする。

例

藤代の華 藤代町(茨城県) 藤代短歌会(年刊)

年りん 年間句集 白馬会

京都俳句年鑑 京都俳句作家協会

内容注記等を必要とするものは図書扱いとする。

例

	Daihyōsaku zidai syōsetu 1985			
KH6 25	代表作時代小説 昭和60年度 日本文芸家協会編 東京 東京文芸社 1985.5 453p 20cm 編纂委員:伊藤桂一ほか 内容:江戸留書役大森三右衛門 井上ひさし著. 猿ヶ辻風聞 滝口康彦著. 明治兜割り 津本陽著. 蝦夷狼の挽歌 戸川幸夫著. 春色大川端 平岩弓枝著. 死神小町 栗本薫著. 鬼門関 駒田信二著. 義 綱淵謙銃著. ニコライ皇太子の写真 伴野朗著. 八郎、仆れたり 三好徹著. (つぎのカードにつづく)	1/2		
85W11126	1.Daihyōsaku zidai syōsetu a1.Nihon bungeika kyōkai s1. 日本小説一小説集 ①KH6 ②913.68			
KH6-25	60.09.17	1	030023	2000円 JP85-44924 77

⑥ 辞典・事典

辞典・事典は図書として取扱う。改訂が毎年なされるものも原則として図書とする。

例

朝日現代用語辞典 朝日新聞社 年刊

注) 辞典は、言葉をあつめ、その五十音順、またはアルファベット順、もしくは同様な一定の順序に並べ、その読み方、意義、用例などを解説したもの、をいい、事典は種々の事柄・事件をあつめ、辞典と同様に並べ、定義、沿革、実際等を解説したものをいう。ただし、本文は体系的に整理されており、詳細な索引を付けることにより、辞典・事典と命名しているものも準じて取扱う。

例

現代用語の基礎知識 自由国民社 年刊

⑦ 人名簿・人名録

人名簿・人名録は、図書として取扱う。改訂が毎年・隔年等、定期的におこなわれるものも原則として図書扱いとする。

例

人事興信録 人事興信所 隔年刊

日本紳士録 交詢社 年刊

注) 人名簿・人名録は特定の団体の所属者、または、一定の基準によって選ばれた人物の肩書、住所、勤務先、特技その他関連事項を解説したもので、それらの人名の五十音順、またはアルファベット順その他の方法で一定の順序に並べたもの、をいう。

例

職員録 大蔵省印刷局 年刊

(官公庁機構の順序に編成されており、巻末に人名の五十音順索引がある)

ただし、一般的でない団体(同窓会、町内会、県・市商工会議所役員等)の人名簿は逐次刊行物扱いとする。

例

香川県職員録 香川県

また、年(年度)ごとに新たな人名のみを収録する人名簿は逐次刊行物扱いとする。

例

日本叙勲褒章者名鑑 日本叙勲者顕彰協会 年2回刊

⑧ 団体規則・規準

団体規則・規準は原則として図書扱いとする。その解説書も準じて取扱う。

例

鋼船規則集 日本海事協会

鋼船規則等の検査要領集 日本海事協会

⑨ 団体名簿

団体名簿は原則として図書扱いとする。

例

会社総覧

全国工場通覧

特殊法人便覧

帝国銀行会社年鑑

注) 団体名簿とは、団体を会員とする組織の名簿、および特定の業種、条件を具備した団体を調査した名簿。

ただし、局地的あるいは、細分化主題領域の名簿で、一般的でなく、継続的に刊行されるものは、逐次刊行物扱いとする。

例

岩手県労働組合名鑑 岩手県商工労働部

三重県社会福祉施設名簿 三重県福祉部

高等専門学校一覧 文部省大学学術局監修

通商産業省関係公益法人便覧 団体名簿 通商産業省産業政等局

⑩ 調査報告

個別の調査事業の調査報告は、原則として図書扱いとする。10年以上にわたり、毎年報告が刊行される場合もあるが、終期が予想されるからである。

例

纏向遺跡 遺跡範囲確認発掘調査概報 桜井市教育委員会

京都府遺跡地図 京都府教育委員会

ブラジル連邦共和国スアッペ臨海工業開発計画資料 海外技術協力事業団

調査機関の年間業績等を報告する方式の調査報告は逐次刊行物として取扱う。

例

国民生活選好度調査 経済企画庁国民生活局編 大蔵省印刷局

長野県における放射能調査 長野県衛生公害研究所

少年非行の実態 岐阜県警察本部

全国市債調 日本銀行統計局

農村と読書 全国農村読書調査 家の光協会(年刊)

ただし、毎年調査目標(例 対象地域)を異にし、その旨内容注記するものは図書扱いとする。

例

航空事故調査報告書 航空事故調査委員会

⑪ 展覧会図録・展覧会記録

展覧会のうち、団体主催の定期的開催されるものの図録その他の記録は逐次刊行物として取扱う。

例

仮象展 日動画廊(年刊)

日展図録 日展編 美工出版

個人の作品の展覧会は、継続的に開催されても、その記録を逐次刊行物としない。

⑫ 統計書

定期的に継続刊行される統計書は原則として逐次刊行物として取扱う。

例

税務統計から見た法人企業の実態 国税庁

宮城県中小企業経営指標 宮城県商工労働部

愛知の県民経済計算 愛知県企画部

工業統計表 通商産業省（分冊あり）

福井県の商業－商業統計調査報告書－ 福井県企画開発部（昭和51年から3年ごと）

住民基本台帳による東京都の世帯と人口 東京都総務局統計部

国際比較統計要覧 東京商工会議所調査部

ただし、大規模な統計調査であって、多数の分編分冊に分かれ、毎回内容細目を記述する必要があるものは図書扱いとする。

例

国勢調査報告 総務庁統計局（5年ごとに施行，50冊以上に分冊）

事業所統計調査報告 総務庁統計局（3年ごとに施行，約50冊に分冊）

住宅統計調査報告 総務庁統計局（5年ごとに施行，約50冊に分冊）

また、刊行頻度が6年以上間隔を置くものは逐次刊行物扱いとしない。

例

農業センサス 農林水産省（10年ごとに施行，奇数年）

世界農林業センサス 農林水産省（10年ごとに施行，偶数年）

⑬ 年鑑・年報

年鑑・年報は逐次刊行物である。

例

朝日年鑑 朝日新聞社

ただし、特定図書の補遺としての年鑑・年報は、その図書に続けて排架されるように図書として取扱う。

例

Japonica時事百科 小学館（大日本百科事典の補遺）

世界大百科年鑑 平凡社（世界大百科事典の補遺）

⑭ 年次報告

年次報告は逐次刊行物として取扱う。

例

文部省年報

九州農試年報 農林水産省九州農事試験場

清掃局年報 東京都清掃局

事業概要 北海道旭川保健所旭川食肉検査所

年次報告 日本経済調査協議会

注) 特定機関の年間業務を上級機関へ報告するものであるが、付属機関・出先機関の年次報告には、「事業概要」等の名称で、機関の案内書・要覧の要素が強く、年度の表示があっても不定期のものがある。それらについては、「案内書」参照。

⑮ 白書

白書は年次報告の特例として図書扱いとする。

例

通商白書 通商産業省

国民生活白書 経済企画庁

地方財政白書 自治省 大蔵省印刷局刊

注) 白書は、行政機関の年次報告または、年次報告と次年度の施策説明書を合せたものであるが、関連法規上義務づけられたものおよび閣議報告を要するもの等がある。大蔵省印刷局刊行28種(別添リスト参照)は印刷カード利用館等の要望を配慮し、図書扱いとする。ただし、大蔵省印刷局版のほか、原局版が刊行されている場合は、原局版を逐次刊行物扱いとする。

例

交通事故の状況及び交通安全施策の現況 総務庁

昭和 年度において実施すべき交通安全施策に関する計画 総務庁 (『交通安全白書』の原局版)

原子力安全年報 原子力委員会 (『原子力安全白書』の原局版)

農業の動向に関する年次報告 農林水産省

昭和 年度において講じようとする農業施策 農林水産省 (『農業白書』の原局版)

白書の解説・抄録は、白書に準じて扱う。

例

図で見る中小企業白書 中小企業庁

図説労働白書 労働省政策調査部

官公庁刊行物で、白書と称しているが、公式に白書と認められていない年次報告は、逐次刊行物扱いとする。

例

環境白書 秋田県生活環境部

大阪の交通白書 大阪府警察本部

民間で実状調査、現状分析の報告として著わされた「白書」を称する出版物は「調査報告」として取扱う。

⑯ ハンドブック・便覧

ハンドブック・便覧は原則として図書扱いとする。

例

石油精製設備高度化ハンドブック 資源エネルギー庁石油部精製課監修 通商産業調査会

機械工学便覧 日本機械学会

注) ハンドブックは、ある主題について総合的に記述された著作であって、収録された事項

の範囲から見れば、専門事典に匹敵するが、本文を体系順に叙述し、索引によって特定事項の記事を検索しやすいように工夫されているものを指す。

ただし、毎年改訂されるハンドブック・便覧で、統計数値中心のものは、逐次刊行物として取扱う。

例

経営指標ハンドブック 日本開発銀行設備投資研究所
ガス事業便覧 資源エネルギー庁監修 日本瓦斯協会

⑰ 法規集、令規集

法規集は、原則として図書扱いとする。

例

岩波コンパクト六法 芦部信喜〔ほか〕編 岩波書店
現行海事法令集 海文堂出版
現行建築小六法 現代社

加除式法規集も追録を含めて図書として取扱う。

例

東京都令規集 帝国地方行政学会
現行衛生六法 第一法規出版

ただし、年2回以上逐次的に刊行されるものは逐次刊行物扱いとする。

例

法令全書

⑱ 目録

図書館の蔵書目録（増加目録を含む）は図書扱いとする。

例

国際農林業協力協会蔵書目録 和書第4版 国際農林業協力協会
天理図書館増加図書目録 1983～1984年度 天理大学附属天理図書館
岡山女子短期大学雑誌所蔵目録

ただし、各機関の刊行物目録、受贈目録、官公庁図書館（室）等の年刊以上に頻度のある収書（増加資料）速報は逐次刊行物扱いとする。

例

総務庁統計局刊行物一覧
新着図書・資料案内 国土庁図書館
東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録
岩手県内出版物総目録 岩手県立図書館
教育研究資料目録 香川県教育センター
東北大学購入受入逐次刊行物リスト 東北大学附属図書館

⑲ モノグラフ・シリーズ

モノグラフ・シリーズのうち、シリーズ中の各モノグラフ（分冊）を個別に整理するのは図書扱いとする。

例

法律からの自由と逃避 ヴァイマル共和制下の私法学 広瀬清吾著 東京 日本評論社
1986.3 396,76p (東京大学社会科学研究所研究叢書 第65冊)

ただし、モノグラフ・シリーズをシリーズ単位で取扱うものは逐次刊行物扱いとする。

例

INS - Report Institute for Nuclear Study, University of Tokyo (東京大学
原子核研究所)

気候学・気象学研究報告 筑波大学地球科学系

水産経済研究 水産庁漁政部

2. 図書の整理区分

国立国会図書館では、図書の内容、形態、読者対象等を配慮し、最も効果的かつ能率的整理をおこなうため、図書の整理に5段階を設け、以下のとおり実施する。(「図書館資料の整理区分等に関する件」 館長決定第7号 昭和61年8月11日 参照)

A 整理

A整理をする図書は、B整理、C整理、D整理及びE整理をする図書以外のものとする。

A整理作業は、次の要領により行う。

- (1) 目録作業は、書誌記述並びに著者・書名の標目指示を行う。
- (2) 分類作業は、分類記号及び図書記号の付与並びに請求記号の表示を行う。
- (3) 件名作業は、行う。
- (4) 書誌データは、入力する。
- (5) 閲覧用目録は、編成する。

B 整理

B整理をする図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般性の乏しい団体要覧、名簿
- (2) 大衆向けコミック及びゲーム書
- (3) 風俗本
- (4) 宣伝紹介を主とする案内書、説明書
- (5) 極めて特異な見解を宣伝した図書
- (6) その他前各号に準ずる図書

B整理作業は、次の要領により行う。

- (1) 目録作業は、書誌記述並びに著者・書名の標目指示を行う。
- (2) 分類作業は、分類記号及び図書記号の付与並びに請求記号の表示を行う。
- (3) 件名作業は、行わない。
- (4) 書誌データは、入力する。
- (5) 閲覧用目録は、編成する。

C 整 理

C整理をする図書は、児童図書とする。

C整理作業は、次の要領により行う。

- (1) 目録作業は、書誌記述並びに著者・書名の標目指示を行う。
- (2) 分類作業は、分類記号及び図書記号の付与並びに請求記号の表示を行う。
- (3) 件名作業は、行わない。
- (4) 書誌データは、入力する。
- (5) 閲覧用目録は編成せず、所蔵目録（冊子体）をもってこれに代える。

D 整 理

D整理をする図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 採用試験、資格試験の受験用図書
- (2) 就職案内書・受験用学校案内書
- (3) 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の児童又は生徒を対象とした学習書及び受験参考書
- (4) 語学学習用テキスト（入門書の類を除く。）

D整理作業は、次の要領により行う。

- (1) 目録作業は、書誌記述を簡略に行い、個人著者及び書名の標目指示を行う。
- (2) 分類作業は、分類記号及び図書記号の付与並びに請求記号の表示を行う。
- (3) 件名作業は、行わない。
- (4) 書誌データは、入力する。
- (5) 閲覧用目録は、編成しない。

E 整 理

E整理をする図書は、長期保存の必要がないと認められるものとする。

E整理作業は、次の要領により行う。

- (1) 目録作業は、書誌記述を簡略に行い、著者及び書名の標目指示は行わない。
- (2) 分類作業は、分類記号を付与し、図書記号は付与しない。
- (3) 件名作業は、行わない。
- (4) 書誌データは、入力しない。
- (5) 閲覧用目録は、編成しない。

なお、この整理区分は、貴重品・和古書・漢籍・逐次刊行物・非図書資料・視覚障害者向け資料その他専門資料として扱われるものには適用しない。

印刷カードの販売範囲の拡大について

すでに文書等でお知らせしていますように、下記のとおり印刷カードの販売範囲を拡大致しましたので、御利用ください。

従来の販売範囲に加え、本年新たに次の⑥と⑦に記載している図書についての印刷カードの頒布を開始致しました。

- ① 「日本全国書誌週刊版」
- ② 「日本全国書誌 昭和52年版」
- ③ 「納本週報」 昭和53年1号から昭和55年50号まで
- ④ 「国立国会図書館所蔵児童図書目録1981年」(昭和51-56年)
- ⑤ 「国立国会図書館蔵書目録(昭和44-51年)第4編 科学技術」
- ⑥ 「国立国会図書館蔵書目録(昭和44-51年)第1編 第2冊 経済・産業」
- ⑦ 「国立国会図書館蔵書目録(昭和44-51年)第1編 第3冊 社会・労働, 教育」

印刷カードについての質疑応答欄を掲載します。ご質問は図書部図書整理課印刷カード係(TEL:(03)-581-2331 内線3517)へお寄せ下さい。

なお、整理技術および印刷カードの記載事項に関するお問い合わせは、図書部宛にお願いします。また、電話によるお問い合わせは下記の担当係へお願いします。

記述について……………収集部国内資料課書誌記述第一係(内線:3018)

出版社の住所の照会について……………収集部収集課納本調査係(内線:3013)

標目について……………図書整理課著者書名係(内線:3523)

分類および件名について……………図書整理課分類件名係(内線:3526)

J P ナンバーについて……………図書整理課調整係